

Q7：地域学校協働本部とはどのようなものか。

A： 地域学校協働本部とは、平成27年12月の中教審答申で提言された、より多くのより幅の広い層の地域住民、団体等の参画により緩やかなネットワークを形成し、地域学校協働活動を推進する体制である。

◇ 地域学校協働本部の立ち上げ・体制整備について

社会教育法第5条及び第6条では、地域住民等が地域学校協働活動を実施するに当たり、地域住民等と学校の連携協力体制（＝地域学校協働本部：以下「協働本部」）の整備を、教育委員会が進めることとしている。

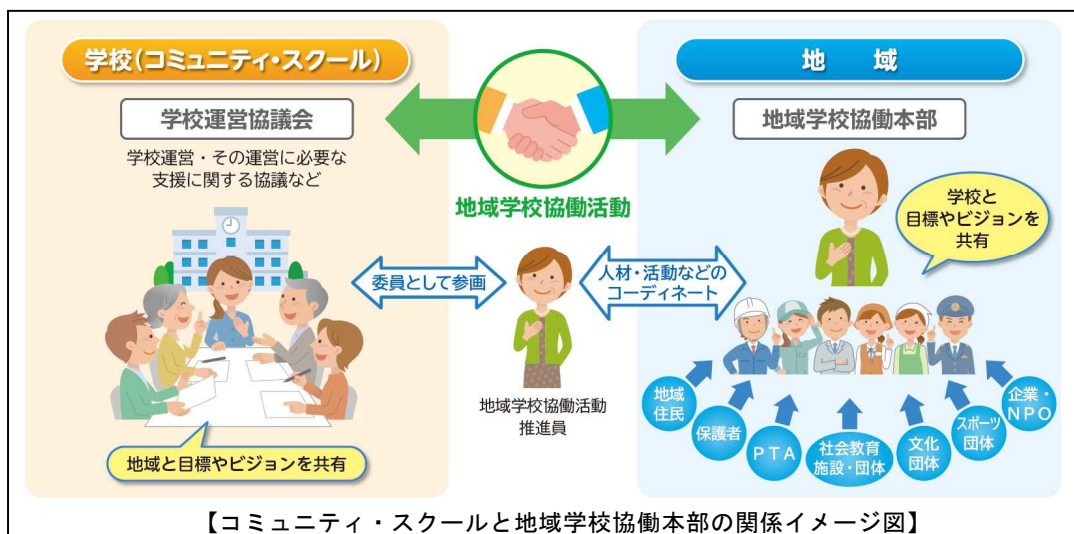
協働本部が対象とする学校区の単位は、地域や学校の特色や実情を踏まえ、単独の小学校や中学校の学校区ごとに設定する場合もあれば、複数の学校区にまたがって設定する場合もある。

協働本部の整備には、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員や地域学校協働活動の担い手となるPTAや自治会等の関係者、地域ボランティア等を確保することが重要である。また、その立ち上げの際には、地域側、学校側の課題等を双方で情報共有・認識することが大切である。

協働本部による活動を継続的・効果的に行うためには、学校の余裕教室等を活用すること等により、地域コーディネーターや地域ボランティア等の打合せのための事務・作業スペースを確保することが望まれる。恒常的にそのような人たちが集まることのできる場があることで、人や情報が集まりやすくなり、地域連携教員と地域コーディネーター等の連絡・調整の円滑化に寄与することが期待される。

◇ 地域学校協働活動推進員について

社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーター。法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができる。地域コーディネーター等が委嘱されることが望ましい。主な役割としては、地域学校協働活動の企画・立案。学校や地域住民、団体等との連絡・調整。地域ボランティアの募集・確保等である。また、地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会の委員となる等により、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進が期待される。



【参考資料】

- ・「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」 R02.3 文科省
- ・「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き」 H29.9 文科省
- ・「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引き）」 H29.4 文科省